

9頁

(追加)

○ICC協力法○

平成19年第166回国会において、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(ICC協力法)が成立した(平成19年法律第37号)。このICC協力法は、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(平成19年条約第6号)が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めること等により、規程の的確な実施を確保することを目的とするものである。

第2章「国際刑事裁判所に対する協力」(証拠の提供等(6条～18条)、引渡犯罪人の引渡し等(19条～37条)、執行協力(38条～48条)等)と、第3章「国際刑事警察機構に対する措置」(52条)では、ICCからの協力請求の対応を規定し、第4章「国際刑事裁判所の運営を害する罪」では、ローマ規程に相応する犯罪、すなわち証拠隠滅等(53条)、証人等威迫(54条)、証人等買収(55条)、組織的な犯罪に係る証拠隠滅等(56条)、偽証等(57条)、収賄・受託収賄及び事前収賄(58条)、第三者供賄(59条)、加重収賄及び事後収賄(60条)、あっせん収賄(61条)、没収及び追徴(62条)、贈賄(63条)、職務執行妨害及び職務強要(64条)、国民の国外犯(65条)を規定している。

18頁18行目

11条)。

11条)。なお、平成19年には裁判員選任手続の骨格に関わる規定を盛り込んだ「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」が公布されている。

訂正追加箇所	初版第1刷	初版第2刷
19頁13行目	<u>71条～73条</u> 。	<u>100条・101条</u> 。 なお、平成19年裁判員法改正により部分判決制度が創設された（42頁参照）。
31頁5～6行目	また、刑事施設に収容されている被告人又は被疑者に対する31条の2第3項の通知は、刑事施設の長にする（規18条の3）。	また、刑事収容施設に収容又は留置されている被告人又は被疑者に対する31条の2第3項の通知は、刑事施設の長、 <u>留置業務管理者等</u> にする（規18条の3）。
31頁7行目	公訴提起後の弁護人に選任は	公訴提起後の弁護人の選任は
38頁17行目	る。	る（平成19年12月より、 <u>刑事裁判確定後の受刑中の処遇状況、仮釈放審理、保護監察中の処遇状況に関する事項等も通知</u> ）。
38頁下から4行目	る。	る（平成19年刑訴法改正により、 <u>299条の3</u> が新設されている。41頁参照）。
39頁下から8行目	（ <u>犯罪被害者保護4条等</u> ）	（ <u>犯罪被害者保護5条等</u> ）
40頁7行目	<u>いる</u> 。	きたが、平成19年の改正により実現した（次頁参照）。

○犯罪被害者権利利益保護に関する
刑訴法等の一部改正○

「犯罪被害者等の権利利益の保護
を図るための刑事訴訟法等の一部を
改正する法律」が平成19年6月20日
に可決成立し、同月27日に公布され
ている（平成19法律第95号。施行
は一部の規定を除き、公布の日から
起算して1年6月を超えない範囲にお
いて政令で定める日である。下記②
④については既に施行されている）。

本改正は、①犯罪被害者等が刑事
裁判に参加する制度の創設、②刑事
手続において犯罪被害者等の氏名等
の情報を保護するための制度の創設、
③犯罪被害者等による損害賠償
請求についての刑事手続の成果を利用
する制度の創設、④刑事訴訟にお
ける訴訟記録の閲覧及び謄写範囲の
拡大をその内容とするものである。

①は、一定の犯罪被害者等から被
告事件手続への参加の申出がある場
合で、裁判所が一定の事情を考慮し
て相当と認めるときに参加を許すも
のである。参加を許された被害者等
は、原則として公判期日に出席する
ことができるとともに、裁判所の許
可を得た場合には、証人尋問、被告
人質問及び事実又は法律の適用につ
いての意見の陳述をすることができる
というものである（改正後の316
条の33～39）。

②は、裁判所が一定の事情を考慮
して相当と認めるときは、公開の法
廷で性犯罪に係る事件等一定の犯罪
の被害者の氏名等を明らかにしない
旨の決定ができることとし、起訴状
朗読等の訴訟手続、証拠開示の際に
は被害者特定事項を明らかにしない
方法で行うことができるというもの
である（改正後の290条の2、291条
2項、295条3項、299条の3、305条
3項）。

③は、一定の犯罪被害者等が、刑事被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てを行うことができることとし、当該裁判所は有罪の言渡し後、訴訟記録を取り調べた上、原則4回以内の期日において審理を行い、決定により裁判をすることとするものである（本改正法による改正後の犯罪被害者保護9条以下）。

④は、改正前は例外的であった公判記録の閲覧又は謄写を、刑事被告事件の被害者等には原則として認めるとともに、いわゆる同種余罪の被害者等にも、一定の必要性が認められる場合で相当と認められるときは、公判記録の閲覧又は謄写を認めることとしたものである（改正後の犯罪被害者保護3条、4条）。

○裁判員法の一部改正と部分判決制度○

平成19年第166回国会においては、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」（平成19年法律第60号）も成立しており（裁判員法改正に係る部分は公布日平成19年5月30日から施行されているが、裁判員法自体は未施行）、①裁判員法（部分判決制度の創設、証人尋問等の記録媒体への記録等）、②刑事訴訟法（公判調書の整理期限の伸長。法48条3項）、③検察審査会法（検察審査員の選任手続等の整備。検審12条の3・5条・6条）の改正を主な内容としている。

「部分判決制度」とは、同一被告人に対し、裁判員裁判の対象事件を含む複数の事件の公訴が提起され、その弁論が併合された場合において、裁判員の負担軽減等を考慮して、一部の事件を区分し、順次、区分した事件ごとに裁判員を選任して審理し、事実認定に関して部分判決をした上、新たに選任された裁判員の加わった合議体が、これ以外の事件を審理し、併合事件の全体について刑の言渡しを含めた終局の判決を行うというものである。

裁判所は、被告人を同じくする数個の対象事件の弁論を併合した場合又は裁判員法4条1項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合した事件（「併合事件」）を一括して審判することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、併合事件の一部を1又は2以上の被告事件ごとに区分し、この区

42頁

(追加)

分した1又は2以上の被告事件ごとに、順次、審理する旨の決定（「区分審理決定」）をすることができる（裁判員71条）。

ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるときや被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときなどは、区分審理決定をすることができず、部分判決制度により審理及び裁判をすることができない（同71条但書）。

区分審理決定の要件等については裁判員法71条以下に、区分事件審判等については同77条以下に、併合事件審判については同86条以下に、また選任予定裁判員については同90条以下に規定されている。

なお、証人尋問等の記録媒体への記録に関する改正は、裁判員の参加する刑事裁判における充実した評議等を可能とするため、その裁判の審理において、証人尋問等を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物）に記録することができることとしたものである（同65条）。

103頁表内下から9行
目

換価所分

換価処分

116頁上から5行目

規168条6項

168条6項

128頁下から3～4行
目

強制処分としての通信傍受

犯罪捜査のための通信傍受

146頁下から7行目

(203条～205条、208条・208条の
2第2項参照)

(203条～205条、208条・208条の
2参照)

訂正追加箇所	初版第1刷	初版第2刷
159頁21～25行目	<p>検察審査会が、8人以上の多数で「起訴すべき旨」の議決をしたときにはその議決に拘束力を生じる（検審41条の6）。この議決を受けた裁判所は、公訴の提起とその維持に当たる者を弁護士の中から選任する（検審41条の9）。指定された弁護士は、原則として速やかに起訴しなければならない（検審41条の10）。付審判請求と並んで起訴独占主義（247条）の例外の一つである。</p>	<p>平成16年改正検察審査会法は、再度の起訴議決において8人以上の多数で「起訴すべき旨」の議決をしたときには、その議決に拘束力を生じるとする（改正検審41条の6）。この議決を受けた裁判所は、公訴の提起とその維持に当たる者を弁護士の中から専任する（改正検審41条の9）。指定された弁護士は、原則として速やかに起訴しなければならない（改正検審41条の10）。不審判請求と並び起訴独占主義の例外の一つである。平成21年5月までに施行される。</p>
197頁9行目	条2項)	条2項・286条)
198頁	<p>黙秘権等の告知291Ⅱ，規197 罪状認否291Ⅱ</p>	<p>黙秘権等の告知291Ⅲ，規197 罪状認否291Ⅲ</p>
199頁16行目と17行目の間	(追加)	<p>なお、平成19年刑訴法改正により、公開の法廷での被害者特定事項の秘匿が定められている（290条の2）。</p>
204頁下から4行目	<p>⑩証拠開示に関する裁定をすること、⑪公判期日</p>	<p>⑩証拠開示に関する裁定をすること、⑪316条の33第1項（平成20年12月までに施行）の規定による被告人事件手続への参加申出に対する決定又は決定の取消決定、⑫公判期日</p>
213頁16行目と17行目の間	(追加)	<p>なお、平成19年刑訴法改定により、証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請が定められている（299条の3）。</p>
222頁下から7行目	(208条2項)	(規208条2項)
222頁下から5行目	(208条3項)	(規208条3項)
223頁6行目	(権利告知，291条2項，	(権利告知，291条3項，
223頁9行目	(291条2項)	(291条3項)

訂正追加箇所	初版第1刷	初版第2刷
229頁10行目	37条1項に違反するものではないし、弁護士が出頭して	37条1項に違反するものではないし、証人尋問の際、被告人から証人の状態を認識できなくする遮蔽措置は、弁護士が出頭して
236頁下から3行目と4行目の間	(追加)	なお、平成19年刑訴法改正において、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度が創設されている(41頁参照)。
265頁下から6行目	(Nix v. <u>United States</u> , 467 U.S. 431	(Nix v. <u>Williams</u> 467 U.S. 431
293頁3行目	法64条、118条1項1号のいわゆる無免許	法のいわゆる無免許
301頁下から4行目	裁時1425号6頁	刑集60巻10号837頁
340頁16行目	(規35条)。	(規35条。法290条の2第1項又は第3項の決定があったときは、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行う(規35条3項))。
389頁3行目と4行目の間	(追加)	平成19年法律第95号犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律では、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度及び犯罪被害者等による損害賠償請求についての刑事手続の成果を利用する制度が創設され、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写範囲が拡大された。
389頁10行目	組織犯罪やサイバー犯罪対策,	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)や「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(平成19年法律第37号)が第166回国会で成立したが、まだまだ組織犯罪やサイバー犯罪対策,
396頁最終行	最決平成18・12・8裁時1425号6頁	最決平成18・12・8刑集60巻10号837頁